登録事項変更届出

マンション管理士は、登録事項に変更があった場合、「登録事項変更届出書」をもって指定登録機関（(公財）マンション管理センター）に届け出て、登録の訂正を受けなければなりません。届出を受理した場合、当センターは登録簿を訂正のうえ、新しい登録証を交付します。

（１）変更届出が必要な登録事項

① 氏　名（旧氏の併記を新たに希望する場合又は併記を取り止める場合を含む。）
② 生年月日
③ 住所（市町村合併や行政の都合による住居表示変更等で、転居を伴わない場合の届出を含む。）
④ 本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍）及び性別

（２）届出方法

同封の書式を用いて登録事項変更届出書を作成し、必要書類（下記（４）参照）を添え、
封筒の表に「登録事項変更届出書在中」と明記して、当センターへ送付してください。
その際、「特定記録郵便」で送付してください。

送付先　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋２丁目５－５　岩波書店一ツ橋ビル７階
公益財団法人マンション管理センター　試験研修部

（３）手数料

2,300 円
※市町村合併や行政の都合による住居表示変更等で、転居を伴わない場合は無料です。
ただし、住所の変更がなく本籍変更のみの場合は、手数料がかかります。

郵便局備付けの郵便振替払込用紙を用い、下記の口座へ納付してください。
口座番号　00180-3-48156
加入者名　（公財）マンション管理センター登録会計口
※払込証明書の添付は、必要ありません。

（４）必要書類

① 登録事項変更届出書
内容を記入の上、届出日付及び氏名を記入してください。
注：登録事項変更理由を備考欄に記入ください。
電話番号の変更についても備考欄に記入ください。

② 住民票　<u>※コピーは不可</u>
個人番号（マイナンバー）の記載されていないもので、届出日前３カ月以内に発行されたものであることを要します。
（本籍の変更がある場合には、本籍の表示を含むこと。）
旧氏の使用を希望する場合には、旧氏が併記された住民票をご提出ください。

市町村合併や、行政の都合による場合は、行政の発行する無料の証明書等でも可です。

③ マンション管理士登録証（Ａ４サイズ）<u>※コピーは不可</u>
登録証を亡失し、又は滅失している場合には、登録証再交付申請書を代わりに送付ください。
折畳んで結構です。
<u>※マンション管理士証（カード）ではありません</u>

◆申請は毎月末日で締め切り、翌月下旬に新しい登録証を発送いたします。